

議第177号 和解について

1 事件の概要

呉市の広島電鉄株式会社に対する控訴人らの人事記録の提供は、呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）第10条第1項の規定に違反する行為であり、自らの知らないところで広範な個人情報を流出された控訴人らの精神的損害は計り知れないとして国家賠償法第1条第1項の規定に基づき、先行訴訟において控訴人らと同様の立場にあった者に対し認められた慰謝料及び弁護士費用（原告一人につき33万円）並びに当該遅延損害金の支払を求めて訴えを提起しましたが、呉市勝訴の判決が言い渡されました。

控訴人らは、この判決を不服として、平成29年9月8日付けで、広島高等裁判所に控訴したものです。

2 訴訟の経過等

平成30年1月26日に第1回期日（口頭弁論）があり、その後、6回の期日を経ていきます。

なお、訴訟係属中に、同様の請求について争われている前訴について、不法行為に基づく損害賠償請求権（消滅時効期間3年）に対する消滅時効の援用が認められ、上告を棄却し、上告受理の申立てを受理しない旨の最高裁判所の決定が平成30年1月25日付けで行われたことを受けて、同年3月13日付けで控訴人らから訴えの変更申立書が提出され、請求原因に信義誠実義務違反及び個人情報保護義務違反に基づく損害賠償請求（消滅時効期間10年）を加える変更がなされました。

3 和解の勧告

平成30年11月19日の弁論準備手続期日において、裁判所から和解の勧告があり、和解条項について検討したところ適当であると認められるため、これに応じ、控訴人ら36名中和解に同意する34名と解決金（控訴人ら一人につき10万円。合計340万円）の支払義務を認める訴訟上の和解をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、控訴人らのうち残る2名については、訴訟が継続することとなります（1名については和解をする意向がなく、1名については既に亡くなられており、当該控訴人の訴訟代理人が訴訟の継続等について相続人の意向を確認中です。）。